

日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出

1 広域漁業調整委員会の目的及び機能

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、広域的に分布回遊する水産資源を対象とした資源管理に関する事項について、以下の協議調整等を行う。

- (1) 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- (2) 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- (3) (1) に関連する漁業調整

漁業法 第 110 条

太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

2 委員の構成

29 人（道府県互選 19 人、大臣選任 10 人）

漁業法 第 153 条（抜粋）

広域漁業調整委員会は、委員をもって組織する。

3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各一人
- 二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
- 三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

3 選出手順

県互選委員 1 名の選出（任期：令和 3 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日）

()

※ 参考：当海区の歴代委員（互選委員）

第 1 期	平成 13 年 10 月～平成 17 年 9 月	吉岡委員
第 2 期	平成 17 年 10 月～平成 21 年 9 月	吉岡委員
第 3 期	平成 21 年 10 月～平成 25 年 9 月	吉岡委員
第 4 期	平成 25 年 10 月～(平成 29 年 3 月)	吉岡委員
	平成 28 年 9 月～平成 29 年 3 月	眞野委員
第 5 期	平成 29 年 10 月～(令和 3 年 9 月)	眞野委員
	令和 3 年 4 月～令和 3 年 9 月	川越委員
第 6 期	令和 3 年 10 月～令和 7 年 9 月	_____